

恵那市特別職報酬等審議会

と き 平成 28 年 4 月 25 日(月)午後 1 時 00 分

と ころ 恵那市役所西庁舎 4 階 4 A 会議室

次 第

1 あいさつ

2 会議の公開について

3 審議

①前回議事録の確認について

②答申案について

4 その他

答申について

日時：5月2日(月)午前11時30分

場所：恵那市役所3階市長応接室

諮問に関する審議会確定内容

| 区分 | 現行 | | 改定後の額 | | |
|-------|-----------|------------------------------|--------------|------------------------------|------|
| | 金額（月額） | （参考）年収 | 金額（月額） | （参考）年収 | 改定率 |
| 議長 | 404,000 円 | 6,859,920 円 (2,011,920 円) | 424,000 円 | 7,199,520 円 (2,111,520 円) | 5.0% |
| 副議長 | 362,000 円 | 6,146,760 円 (1,802,760 円) | 382,000 円 | 6,486,360 円 (1,902,360 円) | 5.6% |
| 議員 | 342,000 円 | 5,807,160 円 (1,703,160 円) | 362,000 円 | 6,146,760 円 (1,802,760 円) | 5.9% |
| 政務活動費 | 0 円 | 0 円 | 年額 120,000 円 | | 皆増 |

（カッコ内は年収のうち期末手当の額）

【議長、副議長、議員の改定の根拠】

- ・全国の類似団体（Ⅱ-I で人口規模が近い団体）の平均との比較で差があること。
- ・岐阜県内の自治体において人口規模等から見て若干低いという見方もできること。

【政務活動費の額の根拠】

- ・県内他市で、近年制定した自治体及び、近隣他市の状況や、報酬の増額と合せて判断した。